

防災上重要なため池を**特定ため池**に指定します

「ため池管理保全法」（7月施行予定）・「県ため池保全条例」（7月改正予定）に基づいて、決壊すると下流の家屋や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、**県が「特定ため池」として指定**します。（7月より順次指定）



「特定ため池」に指定されると

1 堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには**県の許可が必要**となります

ため池を適正に保全するため、堤体や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などの**ため池の保全に影響のある行為を行うには県（各県民局土地改良センター等）の許可が必要**となります。

2 管理者等が**防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要**となります

ため池の管理者又は所有者が**防災工事**（堤体耐震工事、豪雨・老朽化対策工事、ため池廃止工事など）を実施する場合、**30 日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要**となります。

3 国予算を活用して**県や市町が実施する防災工事の対象**となる場合があります

特定ため池の指定要件を満たすため池は、国の予算を活用して**県や市町が実施するため池の防災工事（堤体・洪水吐の改修など）の対象***となる場合があります。

※特定ため池の指定要件の他、その他の要件を満たす必要があります。

4 市町が**特定ため池の位置や浸水想定区域等をお知らせ**します

市町が特定ため池の名称や位置、決壊したときの浸水想定区域等を周辺にお住まいの方にお知らせします。（県も「兵庫県 CG ハザードマップ」（<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp>）で特定ため池の情報を発信します）

○「特定ため池」の指定要件

- ・浸水区域のうちため池から 100m未満に家屋、公共施設等があるため池
- ・貯水量が 1,000m³ 以上で、浸水区域のうちため池から 500m未満に家屋、公共施設等があるため池
- ・貯水量が 5,000m³ 以上で、浸水区域に家屋、公共施設等があるため池
- ・ため池がある土砂災害警戒区域等のうち、当該ため池より下方の区域に家屋、公共施設等があるため池
- ・受益農地が 5,000m² 以上であり、浸水区域に農地又は土地改良施設、農業用施設があるため池
- ・知事が別に定める要件に該当するため池

ため池の届出制度が変わります

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くのため池が被災し、甚大な被害が出ています。

これまで、一部のため池（受益面積0.5ha以上）については県へ届け出ていただいていたが、全てのため池について情報を把握し、決壊による災害を未然に防止するため、「ため池管理保全法」（7月施行予定）・「県ため池保全条例」（7月改正予定）に基づいて、**「ため池の届出制度」は全ての農業用のため池が対象**となります。



ため池の届出制度の概要

1 全ての農業用のため池について、ため池の管理者等が各市町へ届出

- ・届出の対象 : 全ての農業用のため池（利用有無にかかわらず、貯水機能を有するもの）
- ・届出の時期 : ①既存のため池^{※1}については、法・条例施行後6ヶ月以内
※1 これまで、一部のため池については「県」に届け出ていただいていたが、法制定・条例改正により、改めて「市町」に届け出ていただくこととなります。
②ため池を設置・廃止したとき、③届出内容に変更があったとき
- ・届出者 : ため池の 管理者等
- ・届出先 : 各市町のため池担当部署

全ての「ため池」を台帳に登録のうえ、県がため池の名称、所在地等を公表します。

なお、「ため池」が豪雨等で被災した場合は「災害復旧事業」の対象^{※2}となります。

※2 その他の採択要件があります（受益戸数2戸以上など）

2 届出内容は、ため池の①名称、②所在地、③管理者等の情報、④諸元、⑤受益面積

- ・届出内容 : ①ため池の名称、②ため池の所在地、③管理者・所有者の情報、
④ため池の諸元（堤高、堤長、貯水量）
⑤ため池による受益面積